



国民健康保険 税率を改正しました

国民健康保険（国保）は、日ごろ健康な時から加入者みなで国民健康保険税（国保税）を出し合い、必要な医療費や加入者の健康づくりに役立てるものです。

平成16年中の所得等が確定しましたので、今年度の医療費の見込みを再計算し、平成17年度の国保税を表1のように改正しました。

税率は合併による課税額の急激な変化を抑えるため、合併前の市町ごとに異なる税率で課税することとし、平成19年度には統一する予定です。ただし、平成17年4月2日以降に新規資格取得、もしくは市外から転入した場合は表1中の本則税率（市全域）を適用します。

医療分については、旧高梁市の税率に据え置くことを基準とし、有漢町・成羽町・川上町・備中町の区域においては、前年度の

一人当たり税額との差の3分の1の変動になるよう調整するとともに、資産割を採用していた町については、資産割の税率が50%前後と高めに設定されており、これを一度に所得割に移行すると、納付税額に急激な影響があるため段階的に引き下げる緩和措置を行なっています。

一人当たり税額との差の3分の1の変動になるよう調整するとともに、資産割を採用していた町については、資産割の税率が50%前後と高めに設定されており、これを一度に所得割に移行すると、納付税額に急激な影響があるため段階的に引き下げる緩和措置を行なっています。

介護分については、全国的な介護給付費の増加のため、基準となる税率を若干引き上げていますが、医療分と同様に緩和措置を行なっています。

改正後の税率で算定した国保税と、暫定（1期・2期）で納付していた国保税を精算した3期以降の納付書は、9月20日までに納税組合、もしくは郵送で世帯主の方宛てに送付しますので、期日内納付にご理解とご協力をお願いします。（暫定の納付額が年間保険税を上回る場合は、還付等になります。）

介護分については、全国的な介護給付費の増加のため、基準となる税率を若干引き上げていますが、医療分と同様に緩和措置を行なっています。

【表1】

区 分	本 則（市全域）		有漢町の区域		成羽町の区域		川上町の区域		備中町の区域		
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	
改正前 16年度	所得割	8.9%	1.3%	9.5%	1.4%	6.7%	0.8%	8.3%	1.8%	8.2%	1.3%
	資産割	—	—	56.0%	14.6%	47.2%	5.0%	—	—	50.0%	10.5%
	均等割	21,000円	6,600円	25,300円	7,200円	23,000円	5,000円	19,000円	7,700円	24,000円	6,800円
	平等割	19,200円	3,000円	20,900円	4,200円	23,200円	4,000円	16,300円	4,300円	21,000円	4,000円
改正後 17年度	所得割	8.9%	1.4%	9.6%	1.4%	7.9%	1.0%	8.2%	1.8%	8.8%	1.7%
	資産割	—	—	37.3%	9.7%	31.5%	3.3%	—	—	33.3%	7.0%
	均等割	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円
	平等割	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円

所得割：16年中の所得に応じて算出。資産割：17年度の固定資産税額に応じて算出。

均等割：加入者1人当たり。平等割：1世帯当たり。

課税限度額（年間）：医療分53万円、介護分8万円（介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者が対象）。

*平成17年4月1日現在、有漢町・成羽町・川上町・備中町の区域に住所を有する世帯はその区域の税率を適用

*平成17年4月2日以降に、新規資格取得、市外からの転入の場合は区域にかかわらず本則税率（市全域）を適用

■問い合わせ 国保税は税務課（TEL 0214）、医療費は健康増進課（TEL 0258）、

資格については市民課（TEL 0252）、または各地域局住民福祉課へ

介護保険が変わります 10月からの施設利用料

制度改正の背景

介護保険制度は、施行から5年を経て、国民の老後の生活を支える制度の一つとして定着してきました。一方で、介護保険制度から給付される費用は年々増大し、平成17年度ではスタート時の約2倍(国ベース)に達する勢いとなっています。

介護保険の給付は、保険料と税金により支えられています。

介護保険料は、高齢者の人にもご負担をいただいています。が、このままでは平成18年4月から、全国平均で月額千円程度の上昇が見込まれています(平成16年10月推計)。

今回の変更は、こうした背景を踏まえ、施設利用者の費用負担を見直し、この10月から実施するものです。

施設の居住費・食費の負担

現行制度では、同じ要介護状態の人でも、在宅生活の人と施設に入所(入院)されている人では、費用負担が大きく異なっています。これは、在宅の場合は居住費(家賃、光熱水費など)

や食費は本人が負担しているのに対し、施設に入所している場合は、これらの費用は保険から給付される(食材料費を除く)からです。

なお、グループホームやケアハウスは、現在でも、居住費・食費は利用者が負担しています。

見直しにより 自己負担となる費用

今回の制度改正により、次の費用が自己負担となります。

- ① 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の利用者⇩
居住費、食費
- ② ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の利用者⇩
滞在費、食費
- ③ デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)の利用者⇩
食費

※居住費・滞在費とは室料と光熱水費相当額。食費とは食材料費と調理費相当額。(具体的な金額は各施設で設定されます)。

低所得の方に配慮

所得の低い人には、居住費・食費の負担額を低く設定するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の人(利用者負担第2段階)については、一割負担分の上限も引き下げる(2・5万円/月⇩1・5万円/月) こととしました。

この結果、これまでよりも10月以降の負担額は低くなります。

なお、利用者負担第4段階の人については、利用者と施設の契約により負担水準が決めるため、居宅費・食費について一定程度、新たに自己負担いただくこととなります。

その他

- 現在、施設に入所(入院)や利用をされている人は、10月からの改正に伴い、利用者負担額の契約の変更が必要になります。
- 現在、高齢介護サービス費の申請は、利用者が毎月行っていますが、10月利用分からは初回に申請すれば以降の申請は必要ありません。

■ 問い合わせ 高齢福祉課 介護保険係 (TEL) 0299

【表2】 新しい制度の居住費・食費等の負担額 (月額概算)

利用者負担段階	対象者	居住費		食費	1割負担額	
		多床室	従来型個室			
所得の低い人	第1段階 ・ 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者	0円	① 10,000円 ② 15,000円	+	15,000円	
	第2段階 ・ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	10,000円	① 13,000円 ② 15,000円	+	15,000円	
	第3段階 ・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の人	10,000円	① 25,000円 ② 40,000円	+	25,000円	
第4段階	上記以外	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。			+	26,000円～ 37,000円
		10,000円	① 35,000円 ② 50,000円	+		

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。
・ 実際の負担額は日額で計算されます。ユニット型個室の負担金等は表示されていません。